

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	11-05-01		戦略プラン	●協働 ○業務 ○財務 ○人事				
事務事業名	細街路拡幅整備事業（助成）		部課名	防災都市づくり部建築指導課	課長名	嶋根		
			担当者名	上村	内線	2844		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-01-02	細街路拡幅整備助成費						
	01-01-03	細街路拡幅整備事務費						
事務事業の種類	○新規事業（○3年度 ○2年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 59	（ 1984 ）	年度	根拠	建築基準法、東京都建築安全条例			
終期設定	○有 ●無	（ ）	年度	法令等	荒川区細街路拡幅整備要綱			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画				
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市					
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成					
	施策	03	快適な生活道路の整備					
目的	建築物の新築や建替え等を行う際に、建築主及び土地所有者の協力を得て細街路のみなし道路部分を拡幅整備することにより、幅員4mの道路空間を確保して、防災性の向上及び住環境の改善を図る。							
対象者等	細街路に面した敷地で、建築物の新築や建替え等を行う建築主、土地所有者。ただし、住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例、市街地整備指導要綱（同要綱第5条第4項に規定する共同住宅等建設事業を除く。）に該当するものは除く。							
内容	<p>建築基準法第42条第2項に規定する幅員4m未満の道路（細街路）に面した敷地において、建築物の新築や建替え等を行う際に、建築主及び土地所有者の協力を得て、既存道路の中心から2mの位置を道路境界線とみなし、みなし道路部分（後退部分）を区が拡幅整備し、側溝の設置や路面の舗装を行う。</p> <p>令和3年3月末現在、細街路延長232Km（両面）のうち、107.82Km拡幅整備済（整備率46.47%）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 区による細街路拡幅整備工事 助成金の交付（宅地建物取引業者等は除く） <ul style="list-style-type: none"> 後退用地の除却・整地 @30,000/m² ブロック塀・擁壁の移設 @10,000/m すみ切り用地の整地 @60,000/ヶ所 後退用地にかかる固定資産税等の非課税申告手続きの代行（宅地建物取引業者等は除く） <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度は「一般社団法人 荒川区建築設計事務所協会」に@42,460/件で業務委託 							
経過	昭和59年	荒川区細街路拡幅整備要綱施行						
	昭和60年	荒川区細街路拡幅整備に伴う助成金交付要綱施行						
	平成2年	荒川区細街路拡幅整備要綱を一部改正し、助成金の交付を包含するとともに、荒川区細街路拡幅整備に伴う助成金交付要綱を廃止						
	平成20、21年	指定道路図及び指定道路調書作成委託						
	平成29年	荒川区まちづくり情報配信用データ整備及び補正更新業務委託により						
	平成30年	細街路等の道路の位置・種別を明示した指定道路図の情報配信に向けた準備						
		指定道路図をホームページにて情報配信						
必要性	建築基準法は昭和25年に施行したが、道路中心から2m後退した部分の整備がされない実情であった。本事業により建築主や土地所有者の理解と協力のもと、細街路拡幅整備が着実に進捗しており、必要不可欠である。密集地域の防災性の向上及び住環境の改善に寄与しているため必要性は高い。							
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤職員 ○会計年度任用職員） 建築確認等の事前相談時に細街路拡幅事業の説明を行う。建築主等の承諾を得たものは、建築工事完了にあわせて細街路拡幅整備工事を実施し、助成金の交付、非課税申告の手続きの代行を行う。							
指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明		
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)	
	①	後退用地整備率(%)	44	45	46	47	52	整備延長/整備対象道路延長両側
	②	公共施設後退整備率(%)	83	83	84	85	87	整備延長/整備対象道路延長
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度	4年度							
重点的に推進	重点的に推進	密集地域の防災性の向上及び住環境改善を図る事業であるため、重点的に推進する。						

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		33,852	34,117	40,750	34,079	38,194	30,412	29,157
決算額(3年度は見込み)		30,684	30,498	30,158	24,200	29,792	25,027	29,157
実績の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
事項名(3年度は見込み)								
整備件数(件)		233	230	231	226	270	275	275
整備延長(m)		2,317	2360	2238	2183	2390	2600	2600
整備面積(m ²)		1,400	1438	1227	1300	1334	1480	1480
すみ切り整備(ヶ所)		28	20	21	18	29	21	21

予算・決算の内訳								
令和元年度(決算)			令和2年度(決算)			令和3年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
負担金補助等	後退用地整備等助成	18,867	負担金補助等	後退用地整備等助成	17,492	負担金補助等	後退用地整備等助成	19,780
需用費	消耗品費、印刷製本費	1,153	需用費	消耗品費、印刷製本費	991	需用費	消耗品費	1,357
委託料	後退用地非課税申告用資料作成委託	2,781	委託料	後退用地非課税申告用資料作成委託	2,887	委託料	後退用地非課税申告用資料作成委託	4,204
委託料	統合型GIS保守管理・更新業務委託等	6,991	委託料	統合型GIS保守管理・更新業務委託等	3,657	委託料	統合型GIS保守管理・更新業務委託等	3,816
使用料等	時間貸駐車場使用料	0	使用料等	時間貸駐車場使用料	0			

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額	元年度		2年度	差額		
行政費用	給与関係費	22,789	25,710	2,921	地方税等	0	0	0	
	物件費	10,925	7,535	▲ 3,390	国庫支出金	3,500	5,000	1,500	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	18,867	17,492	▲ 1,375	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	3,500	5,000	1,500	
	賞与・退職給与引当金繰入額	3,158	7,206	4,048	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 52,239	▲ 52,943	▲ 704	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	55,739	57,943	2,204	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 52,239	▲ 52,943	▲ 704	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 52,239	▲ 52,943	▲ 704		

備考 行政費用については、補助費等(細街路拡幅整備助成金)や物件費(消耗品購入等)が事業量見合いで減少したが、常勤職員の増等に伴い給与関係費等が増加したため、全体で4%程度増加した。行政収入についても、国庫補助金が事業量の増加に伴い40%程度増加した。

問題点・課題 ○法律上、道路をみなされる部分は、建物や塀などを建てることはできない。しかし、拡幅し、舗装整備することについては法的強制力がないため、建築主や土地所有者の理解と協力が不可欠である。
○既存公共施設での後退整備については、対象施設は151施設あり、道路延長6,067mのうち5,097mが整備済である(整備率84.0%、120施設整備済)。今後も関連部署と協力し、建設・改修工事にとらわれず弾力的に拡幅整備を進める必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	細街路拡幅整備の可能な駐車場や空地について、土地所有者に細街路拡幅整備事業の趣旨を説明し協力を得て、拡幅整備を進める。	細街路拡幅整備可能な駐車場や空地を探し土地所有者に事業の趣旨を説明し協力を得て、拡幅整備を進めた。	細街路拡幅整備の可能な駐車場や空地を探し土地所有者等に事業の趣旨を説明し協力を得て、拡幅整備を進める。
②	細街路拡幅が未整備の区有施設について、関連部署と協力し、建設・改修工事にとらわれず弾力的に拡幅整備を進める。	細街路拡幅が未整備の区有施設について、関連部署と協力し、建設・改修工事にとらわれず弾力的に拡幅整備を進めた。	細街路拡幅が未整備の区有施設について、関連部署と協力し、建設・改修工事にとらわれず弾力的に拡幅整備を進める。
③			

他区の実況 (実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区)
23区実施率：91.3% (条例10区、要綱11区)
未実施区：千代田区、中央区
※いずれも細街路の比率が少なく、拡幅整備促進策の必要性が低いと未実施と思われる。

況(要旨) 議会質問状

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	11-05-02		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	建築指導事務		部課名	防災都市づくり部建築指導課		課長名	嶋根	
			担当者名	佐久間		内線	2842	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-01-01	建築指導事務費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 41	（ 1966 ）	年度	根拠	建築基準法、都市計画法			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	建築物の敷地、構造、設備及び用途等が法令に適合しているかどうかを審査、検査、指導をし、区内における建築物の安全性の確保と良好な住環境の維持保全を図る。							
対象者等	建築物の新築、増築、改築又は用途変更等を計画する者及び既存建築物の所有者等							
内容	<p>1 建築物の確認審査及び検査 建築物の確認申請が法令に適合しているかどうか、工事着手する前に審査をし、確認済証の交付を行う。また、特定工程到達時及び工事完了時に区建築主事の検査を行う。</p> <p>2 許可及び認定等 建築基準関係法令に基づく許可、認定及び認可、都市計画法53条に基づく建築の許可を行う。</p> <p>3 違反建築物等の取締 建築基準法に基づき良好な住環境を守るため、違反建築物を未然に防止することを目的とした建築監視員による現場パトロール、是正に向けた指導や保安上危険な建築物等に対する措置を行う。</p> <p>4 各種調査及び証明 建築物の建築の着工状況や老朽、建替え等により除却される建築物の状況を把握する建築動態統計調査を行う。また、租税特別措置法に基づく住宅用家屋証明書や建築計画概要書等の証明の交付を行う。</p>							
経過	平成15年8月20日	東京都建築安全条例7条の3による区域指定の告示（383.5ha）						
	平成15年～16年	新たな防火規制（耐火性能の強化）・改正日影規制条例（測定面の変更等）の施行						
	平成19年6月20日	改正建築基準法の施行（建築確認・検査の厳格化、民間検査機関への業務適正化等）						
	平成20年～令和2年	地区計画区域内の制限条例（H20：南千住1・荒川1丁目地区）（H22：荒川5.6丁目地区）（H24：荒川2.4.7丁目地区）（H24：町屋2.3.4丁目地区）（H26・R2：尾久中央地区）（R1：日暮里中央通り沿道地区）						
	平成21年2月27日	東京都建築安全条例7条の3による区域指定の告示（1.6ha）（同4月1日施行）						
	平成29年4月3日	建築計画概要書等の証明の交付開始						
	令和元年6月25日	改正建築基準法の施行（戸建住宅等の用途変更に伴う制限合理化等）						
	令和2年4月1日	改正建築基準法施行令の施行（小規模住宅等の敷地内通路幅員の緩和等）						
	令和3年1月1日	改正建築基準法施行規則の施行（建築確認申請書類等の押印の省略等）						
必要性	地方自治体としての基本的な事務である。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	完了検査実施率（%）	97.3	98	99	99	100	検査済証交付件数/工事完了件数 (令和2年3月31日現在)
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
継続		継続 建築物の敷地、構造、設備及び用途等が法令に適合しているかどうかを審査、検査、指導をし、区内における建築物の安全性の確保と良好な住環境の維持保全を図る事務であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		3,998	3,167	2,824	3,322	3,449	2,946	3,617
決算額 (3年度は見込み)		2,814	2,254	2,600	2,859	2,864	2,719	3,617
実績の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
事項名 (3年度は見込み)								
建築確認申請数(区)		75	54	53	82	58	43	50
建築確認申請数(民間確認機関)		544	538	578	606	569	600	600
違反等件数		64	58	64	74	85	67	69
証明発行件数		2557	2459	8991	9221	9468	9225	9468

予算・決算の内訳

令和元年度(決算)			令和2年度(決算)			令和3年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	消耗品購入(図書等)	309	需用費	消耗品購入(図書等)	258	需用費	消耗品購入(図書等)	354
役務費	特定行政庁団体賠償責任保険料	108	役務費	特定行政庁団体賠償責任保険料	108	役務費	特定行政庁団体賠償責任保険料	108
委託料	特定建築物定期調査報告業務委託等	2,351	委託料	特定建築物定期調査報告業務委託等	2,256	委託料	特定建築物定期調査報告業務委託等	3,057
使用料等	建築行政共用データベースシステム利用料	96	使用料等	建築行政共用データベースシステム利用料	97	使用料等	建築行政共用データベースシステム利用料	98

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額		元年度	2年度	差額	
行政費用	給与関係費	105,802	104,267	▲ 1,535	地方税等	0	0	0
	物件費	2,757	2,611	▲ 146	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	44	44	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	108	108	0	使用料及び手数料	7,222	6,117	▲ 1,105
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	7,266	6,161	▲ 1,105
	賞与・退職給与引当金繰入額	14,661	29,223	14,562	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 116,062	▲ 130,048	▲ 13,986
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	123,328	136,209	12,881	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 116,062	▲ 130,048	▲ 13,986
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 116,062	▲ 130,048	▲ 13,986	

備考 行政費用については、給与関係費及び物件費が減少したが、賞与・退職給与引当金繰入額が増加したため、10%程度増加した。行政収入については、建築確認申請件数の減等に伴い、建築手数料が減少したため、全体で15%程度減少した。

問題点・課題 ●平成14年7月に建築基準法の集団規定が改正され、土地の有効高度利用の要請への対応や市街地環境の確保等を勘案しつつ、容積率制限、日影制限等の見直しを実施した。また、平成20年から地域特性に応じて用途制限等を強化できる地区計画制度を活用し、良好な都市環境の形成に資する取組みを推進してきた。今後も、多種多様な課題に的確に対応できるよう、建築物の制限について継続的に調査・研究していく必要がある。
●建築分野におけるデジタルトランスフォーメーションの推進に関し、建築行政手続のデジタル化など継続的に調査・研究していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	建築基準関係法令等について、早期の情報収集に努め、関連部署との連携を図りつつ、調査・研究・提案を継続する。	建築基準関係法令の改正等について早期の情報収集に努め、関連部署との連携を図りつつ、調査・研究・提案を継続した。	建築基準関係法令等について、早期の情報収集に努め、関連部署との連携を図りつつ、調査・研究・提案を継続する。
②	指定確認検査機関処理物件の検査、点検等を継続するとともに、業務の適正化、迅速化に向けた方策について継続検討する。	指定確認検査機関処理物件の点検等を継続するとともに、業務の適正化・迅速化に向けた方策を継続検討した。	指定確認検査機関処理物件の検査、点検等を継続するとともに、業務の適正化、迅速化に向けた方策を継続検討する。
③	専門知識の継承の仕方等を研究し、体制整備等について引き続き検討する。	専門知識の継承の仕方等を研究し、体制整備等について継続検討した。	専門知識の継承の仕方等を研究し、体制整備等について引き続き検討する。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会議事録(要旨)

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	11-05-03		戦略プラン	<input checked="" type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	応急危険度判定員制度		部課名	防災都市づくり部建築指導課	課長名	嶋根		
			担当者名	岩本	内線	2847		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-02-01	応急危険度判定費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	平成 7	(1995)	年度	根拠	東京都被災建築物応急危険度判定要綱			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	()	年度	法令等	荒川区被災建築物応急危険度判定要綱			
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内		<input checked="" type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	01	災害時における体制の強化					
目的	震災により被災した区内建築物の使用の可否をいち早く判定し、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、区民の安全を確保することを目的とする。							
対象者等	震災により被災した区内建築物							
内容	<p>震災発生時、応急危険度判定員が区内被災建築物等の被害状況を調査し、余震等による倒壊、部材の落下等の危険性の有無・程度を判定し、建築物に表示し、二次災害の防止、区民の安全の確保を図る。</p> <p>1 東京都被災建築物応急危険度判定員（以下、「判定員」という。） 建築士法に定める建築士で、東京都主催の講習を受講し、東京都防災ボランティアとして登録された者（区在住または在勤の判定員199名 うち、区職員52名）</p> <p>2 荒川区被災建築物応急危険度判定員会（以下、「区判定員会」という。） 区在住または在勤の判定員により組織され、応急危険度判定を実施する会（民間会員67名）</p> <p>3 被災建築物応急危険度判定実施本部 区災害対策本部内に建築指導課長を「本部長」として設置し、判定結果を取りまとめる</p> <p>※区の被災状況が著しく、自力での判定活動が困難な場合、東京都に支援を求める ※判定員数等は、令和3年4月現在</p>							
経過	<p>平成13～31年度 区判定委員会を実施（年1回）</p> <p>平成15、16年度 東京都の模擬判定実施訓練に参加</p> <p>平成16年10月 新潟県中越地震において判定員として区職員派遣（1名）</p> <p>平成19年 7月 新潟県中越沖地震において判定員として区職員派遣（1名）</p> <p>平成28年 4月 熊本県地震において判定員として区職員派遣（2名）</p>							
必要性	震災時、被災した建築物が余震により生じる倒壊等の二次被害から区民の安全を確保するため、本制度の必要性は非常に高い。実施体制及び判定技術の向上を図り、震災時、迅速かつ確実に応急危険度判定を実施するため、本制度は必要不可欠である。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	区判定員会会員数(名)	69	71	70	74	90	目標100名
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
継続		継続		マグニチュード7.0クラスの運動型大規模地震の発生可能性が高まる中、余震時の二次災害を防止し、区民の安全の確保を図る事業であるため、継続して実施する。				

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		31	31	31	31	32	32	157
決算額 (3年度は見込み)		4	4	4	5	6	0	157
実績の推移	事項名 (3年度は見込み)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	区判定員会総会出席者	24	24	26	28	22	書面開催	44
予算・決算の内訳								
令和元年度 (決算)			令和2年度 (決算)			令和3年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報償費	判定委員総会講師謝礼	0	報償費	判定委員総会講師謝礼	0	報償費	判定委員総会講師謝礼	28
需用費	判定員総会賄	6	需用費	判定員総会賄	0	需用費	判定員総会賄	6
						需用費	判定用資機材 (補充)	123

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額			元年度	2年度	差額	
行政費用	給与関係費	2,749	2,660	▲ 89	地方税等	0		0	
	物件費	6		▲ 6	国庫支出金	0		0	
	維持補修費	0		0	都支出金	0		0	
	扶助費	0		0	分担金及び負担金	0		0	
	補助費等	0		0	使用料及び手数料	0		0	
	減価償却費	0		0	その他	0		0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0		0	行政収入合計 (a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	381	745	364	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 3,136	▲ 3,405	▲ 269	
	その他行政費用	0		0	金融収支差額 (d)	0		0	
	行政費用合計 (b)	3,136	3,405	269	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 3,136	▲ 3,405	▲ 269	
特別費用 (g)	0		0	特別収入 (f)	0		0		
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 3,136	▲ 3,405	▲ 269		

備考 行政費用について、給与関係費等が微減となったが、賞与・退職給与引当金繰入額が増加したため、全体で8%程度増加した。

問題点・課題
 ○震災時、迅速かつ確実な判定活動が実施できるよう、模擬訓練の実施や会員の連絡訓練への参加率を高め、平常時から会員の応急危険度判定技術の向上を図る必要がある。
 ○震災時、被災する建築物が広範囲に及ぶ可能性があり、区在住・在勤の判定員のみでは対応できない可能性があるため、他地域からの応援依頼及び受入体制を確立しておく必要がある。
 ○区判定員会は、転居等による退会や会員の高齢化が進んでいるため、新規加入者の増員を図る必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	新規判定員の入会者の増員を目指し、周知方法・勧誘方法に工夫を加え、増員を図る。	登録更新者のうち未加入者へ加入促進を図り、新規加入者を確保した。	令和3年度においても登録更新者のうち未加入者又は新規登録者を勧誘し、判定員の増員を図る。
②	訓練の重要性を認識していただくため、講習会や会員相互の連携を充実させ、メール訓練等の回答率の向上に努める。	感染症予防のため区判定員総会を書面開催とした。会員へ教材送付をもって技術演習を実施するとともに、連絡訓練を実施した。	感染症の状況を見極めつつ、引き続き講習会や会員相互の連携を充実させるとともに、連絡訓練の回答率の向上に努める。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会議事録(要旨) 平成28年6月会議 応急危険度判定の実施体制の整備について

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	11-05-04		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	荒川区耐震改修促進計画の推進		部課名	防災都市づくり部建築指導課	課長名	嶋根		
			担当者名	岩本	内線	2847		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）								
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠	建築物の耐震改修の促進に関する法律			
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	03	災害に強い街づくりの推進					
目的	区内の建築物の耐震化を促進することにより、都市の防災性を高め、震災から区民の生命及び財産を守ることを目的とする。							
対象者等	新耐震基準（昭和56年6月施行）以前に建てられた住宅、民間特定建築物（不特定多数の者が利用する建築物）、防災上重要な公共建築物、特定緊急輸送道路沿道建築物							
内容	1 対象区域	荒川区全域						
	2 計画の内容	○耐震化の目標（令和3年3月改定 荒川区耐震改修促進計画） ・住宅 → 耐震化率 95% ・民間特定建築物 → 耐震化率100% ・特定緊急輸送道路沿道建築物 → 耐震化率 95% ・一般緊急輸送道路沿道建築物 → 耐震化率 90% ※区有建築物は目標である耐震化率100%を達成済み。 ○耐震化の促進を図るため施策 ○総合的な安全対策						
	3 計画の期間	令和3年度から令和7年度まで						
経過	平成20年 4月	「荒川区耐震改修促進計画」を策定						
	平成23年 4月	「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」施行						
	平成23年 5月	「耐震改修促進法」改正						
	平成26年 4月	「東京都耐震改修促進計画」改定						
	平成28年 3月	「東京都耐震改修促進計画」改定						
	令和2年 3月	「東京都耐震改修促進計画」改定						
	令和3年 3月	「東京都耐震改修促進計画」一部改定						
	令和3年 3月	「東京都耐震改修促進計画」一部改定						
	令和3年 3月	「荒川区耐震改修促進計画」改定						
必要性	建築物の耐震化を促進することにより、都市の防災性を高め、震災から区民の生命及び財産を守るため本計画の必要性は高い。また、国、都の耐震関連補助金は、平成20年度より本計画に位置付けられたものが対象とされていることから、適切に財源を確保するためにも本計画が必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	住宅の耐震化率（%）	84	85	86	87	95	耐震性のある住宅戸数/全体住宅戸数 令和7年度目標95%
	②	民間特定建築物の耐震化率（%）	95	96	97	97	100	令和7年度目標100%
③	特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率（%）	86	87	88	90	95	令和7年度目標95%	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
重点的に推進	重点的に推進	区内の建築物の耐震化を促進し防災性の向上を図る事業であるため、重点的に推進する。						

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		-	-	-	-	-	-	-
決算額 (3年度は見込み)		-	-	-	-	-	-	-
実績の推移	事項名 (3年度は見込み)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算・決算の内訳								
令和元年度 (決算)			令和2年度 (決算)			令和3年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	元年度	2年度	差額		元年度	2年度	差額
	給与関係費	2,937	2,868	▲ 69	地方税等		
	物件費				国庫支出金		
	維持補修費				都支出金		
	扶助費				分担金及び負担金		
	補助費等				使用料及び手数料		
	減価償却費				その他		
	不納欠損・貸倒引当金繰入額				行政収入合計 (a)	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	407	804	397	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 3,344	▲ 3,672
	その他行政費用				金融収支差額 (d)		
	行政費用合計 (b)	3,344	3,672	328	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 3,344	▲ 3,672
	特別費用 (g)				特別収入 (f)		
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 3,344	▲ 3,672

備考 行政費用について、給与関係費が微減となったが、賞与・退職給与引当金繰入額が増加したため、全体で10%程度増加した。

問題点・課題 ○耐震改修促進計画で定めた目標を達成するためには、今後も普及啓発、相談体制の整備や情報提供の充実を図るとともに、補助制度等を活用してもらうことで、建替え、耐震補強、除却といった耐震化につなげていくことが重要である。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	更なる普及啓発、相談体制の整備及び情報提供の充実を図るとともに、耐震改修促進計画の改定準備を進める。	耐震化の現状分析を行い、社会情勢を反映させながら、関係部署と調整・連携しながら耐震改修促進計画の改定作業を進めた。	令和3年3月に改定した耐震改修促進計画の目標達成に向け、普及啓発、相談体制及び情報提供の充実を図る。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議事録(要旨)	